

令和3年度 安城市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

第1 ごみ処理実施計画

1 ごみの発生量の見込み

区 分		発生量（t）
家庭系	可燃ごみ	32,194
	不燃ごみ	1,101
	粗大ごみ	3,062
	資源ごみ	9,928
	うち 集団資源回収分	2,066
	うち せん定枝	542
	小計	46,285
事業系	可燃ごみ	16,786
	資源ごみ	1,980
	うち 食品リサイクル分	580
	うち せん定枝	1,400
	小計	18,766
合計		65,051

2 ごみの処理主体

区 分		処理の主体	
		収集運搬	処分
家庭系	可燃ごみ	委託業者及び直接搬入	市
	不燃ごみ		
	資源ごみ	プラスチック製容器包装	委託業者及び 拠点回収後、委託業者
	びん・缶	直営（※）	市・民間
	破碎困難ごみ・危険ごみ		

	古紙・古着	委託業者及び直接搬入	民間
	ペットボトル	直営（※）及び拠点回収後、委託業者	民間
	乾電池		
	蛍光管・電球		
	小型家電	拠点回収後、委託業者	民間
	硬質プラスチック製品		
	せん定枝	直接搬入	市
	粗大ごみ	直接搬入 一般廃棄物収集運搬業許可業者	市・民間
	多量ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）	直接搬入 一般廃棄物収集運搬業許可業者	市・民間
	事業系（可燃ごみ・不燃ごみ）	直接搬入 一般廃棄物収集運搬業許可業者	市・民間

※市職員によって収集運搬すること。

3 ごみの排出抑制のための取組

取組	内 容
食品ロスの削減	<p>(1) 冷蔵庫又はパントリーを整理活用することによる賞味期限・消費期限の把握又はエコクッキングの紹介等で未利用食品の廃棄を削減するよう広く市民に啓発する。</p> <p>(2) 飲食店で食べ残して廃棄される食品を削減するため、協力体制を構築できるよう体制づくりを行う。</p> <p>(3) 食品ロス削減につながるような啓発品の作成及び配布を行う。</p> <p>(4) 生ごみ処理機器等の購入補助、EMぼかし配布事業の推進等、家庭又は地域における減量化に関する取組を支援し、及び取組世帯等の拡大を図る。</p> <p>(5) 食育を推進している関係部署と連携を図り、食品ロス削減に興味関心を持てる取組を行う。</p>
プラスチックごみの削減	<p>(1) プラスチック資源循環戦略に基づき、バイオマスプラスチックを使用したごみ袋を作製し、CO₂の削減に努</p>

	<p>める。</p> <p>(2) ペットボトル削減のため、マイボトル、紙パック等の利用を啓発する。</p>
家庭系ごみのリデュースの促進	<p>(1) 使い捨て製品より繰り返し使える製品を購入するよう啓発する。</p> <p>(2) すぐに不要となるものをもらわないよう啓発する。</p> <p>(3) 過剰包装の自粛を啓発する。</p> <p>(4) 買い物際にはマイバッグを持参するよう啓発する。</p>
リユースの促進	<p>(1) ものをできる限り長く、大切に使用してもらい、ごみとして廃棄しないで再使用することを働きかける。</p> <p>(2) 家具リユース事業の利用促進を図る。</p>
資源回収の促進	<p>(1) 資源回収拠点について、官民相互に連携して、市民へのPR等に努める。</p> <p>(2) 新聞、雑誌等は、ごみステーションでの回収とともに、集団資源回収、リサイクルステーション、民間古紙リサイクルステーション等の利用を推進する。</p> <p>(3) 民間古紙リサイクルステーション等の実態調査を継続的に実施し、民間古紙リサイクルステーション等の実情の把握に努める。</p>
焼却灰の有効的な活用の検討	<p>ごみの焼却に伴い発生する焼却灰を埋立処分以外の方法として、土木資材などに活用できるよう再資源化の手法を検討する。</p>
ごみ減量等を目的とした市民活動の支援	<p>(1) 市民・市民団体・事業者・教育機関などが自主的に取り組むごみ減量行動に対して、ごみ減量推進市民活動支援プログラムを推進する。</p> <p>(2) 地域のリーダー（地域クリーン推進員）を委嘱し、研修や情報交換を通じて、地域住民が主体となったごみ分別、適正排出及び地域環境美化を促す。</p> <p>(3) 標語、ポスター、功労者の表彰事業等を開催し、標語、ポスターの入選者の作品を活用しながらごみ減量等の市民意識の向上及び啓発に努める。</p>

事業系ごみの適正処理の指導	(1) 直接搬入時に検査を実施し、分別搬出の指導を行う。 (2) 収集運搬業者との定期的な連絡会を開催する。 (3) 食品リサイクル法に係る食品廃棄物は、たい肥化処理施設等で食品循環資源の再生利用促進を図る。
環境学習の推進	(1) 子どもの頃からごみ減量を習慣付けるため、社会科副読本「ごみとわたしたち」、啓発ビデオ等により、環境学習を促進する。 (2) ごみ処理の現状を学ぶため、施設の見学会「クリーンバス事業」を市内の小中学校で実施する。
不法投棄防止対策の推進	(1) パトロールの実施、町内会への監視カメラの貸出し等、不法投棄防止体制の強化を図る。 (2) 違反者への指導体制の整備を図る。

4 収集運搬計画

(1) 家庭系ごみ

一般家庭から排出されるごみは、市又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に規定する基準に適合する委託業者及び直営により次の表のとおり収集する。

ア 家庭ごみの分別収集区分

区 分		内 容
可燃ごみ		生ごみ、リサイクルできない紙類・布類、ぬいぐるみ、木くず、汚れたプラスチック製容器包装、軟らかいプラスチック製品等
不燃ごみ		金属類（大きな缶を含む。）、ガラス類（不透明なびんを含む。）、硬いプラスチック製品（おもちゃ等を含む。）、家庭用電化製品（※1）等
資源ごみ	プラスチック製容器包装（※2）	(1) プラマークのあるポリ袋、ラップ類（※3）、ボトル類（※4）、トレイ・パック類、カップ類等 (2) プラマークの付いていないプラスチックのふた、発泡スチロール等
	びん・缶（※5）	飲料用及び食品用のびん、透明な化粧品のびん並びに飲料用及び食品用のアルミ缶・スチール缶

古紙・古着	リサイクルが可能な新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ・牛乳パック及び汚れや破れが無い衣類
破碎困難ごみ 危険ごみ	硬い鉄製のもの、長い金属製（※6）のもの、スプレー缶（※7）、刃物類・割れたガラス類（※8）、水銀体温計（※9）等

※1 安城市燃やせないごみ推奨袋に分解せずに入れて口がしばれるもの。ただし、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機及び衣類乾燥機の家電5品目を除く。

※2 プラスチック製容器包装で汚れていないもの又は軽く洗って異物が付着していないもの

※3 商品を包装していたもの

※4 ペットボトルを除く（ペットボトルは拠点回収、ただし汚れたペットボトルは可燃ごみ）。

※5 透明なびん、500ml程度以下の缶

※6 電気コード、針金ハンガー等

※7 中身を使い切ったもの

※8 刃先を新聞紙等で包んで安全な状態のもの

※9 水銀等の有害物質が含まれるもの

イ 家庭ごみの収集体制及び収集運搬の量

区分	収集方式	収集回数	収集場所	車両(台)	発生量(t)
可燃ごみ	委託	1週 2回	ごみステーション(※3)	13	30,042
不燃ごみ	委託	2週 1回	ごみステーション(※3)	13	1,107
資源ごみ	プラスチック製容器包装(※1)	委託 1週 1回	ごみステーション(※3)	3	1,254
	古紙・古着	委託 2週 1回	ごみステーション(※3)	5	1,105
	缶(※2)	直営 2週 1回	ごみステーション(※3)	6	386
	びん(※2)	直営 2週 1回	ごみステーション(※3)	6	1,055
粗大ごみ(予約)	直営	1週 2回	各戸	1	143
合計				47	35,092

- ※1 総合リサイクルステーション「エコらんど」での回収分を含む。
- ※2 総合リサイクルステーション「エコらんど」、中部リサイクルステーションでの回収分を含む。
- ※3 一部収集品目が異なるごみステーションあり
 - (ア) 安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和47年条例第12号）第9条の2に規定する「一般廃棄物処理計画で定める場所」とは、ごみステーションとする。
 - (イ) 委託は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）の目的に沿って、アンジョウユニティ株式会社、三協商事株式会社及び東邦清掃株式会社の3社に委託する。ただし、古紙・古着収集は、収集実績があり適正な収集が可能な事業者へ委託する。
- ウ 収集日及び時間
 - ごみカレンダー記載日の午前8時からおおむね午後4時までに収集する。
- エ 住民への周知
 - (ア) ごみは当日の朝8時までにごみステーションに出すことを周知徹底する。
 - (イ) ごみステーションの管理は、地域クリーン推進員を始めとした地域住民が主体となり地域の協議のもと地域で行う。適正なごみの排出が行われるよう地域クリーン推進員研修会や住民説明会を実施し、ごみの出し方や分別方法等を周知する。
 - (ウ) スプレー缶等は、中身を使い切った上で、危険ごみのカゴに出すことを周知徹底する。
 - (エ) 在宅医療廃棄物のうち、針等鋭利なものや感染の危険のあるものは、在宅医療をされている方が病院等の医療機関に処理を依頼し、その他ストーマ袋や吸引チューブ等感染の危険がないものは区分措置をしてごみステーションに出すなど適正な方法で排出するよう周知する。
 - (オ) ごみステーションの適正管理の手法や戸別収集など収集方法について事例を調査する。
- オ リサイクルステーション等回収量（古紙業者ステーション収集量を含まない。）

施設の名称	ごみの区分	発生量 (t)
総合リサイクルステーション「エコらんど」及びリサイクルステーション	古紙 (※1)	2, 223
	古着	441
	ペットボトル (※2)	449
	乾電池・蛍光管 (※3)	64
	廃食用油 (※4)	2
総合リサイクルステーション「エコらんど」	小型家電 (※5)	45
	硬質プラスチック製品 (※6)	52
合計		3, 276

※1 総合リサイクルステーション「エコらんど」で回収する事業系古紙を含む。

※2 幼稚園、保育園、小中学校、町内会、協力店舗等の回収分を含む。

※3 幼稚園、保育園、小中学校、公民館等市有施設、町内会等の回収分を含む。

※4 一般家庭で使用した廃食用油の回収（平成26年8月1日開始）
総合リサイクルステーション「エコらんど」及び中部リサイクルステーションにて回収

※5 一般家庭で使用していた家電製品
リサイクルステーションで回収している小型電子機器にパソコンを加え、高品位家電製品として回収、その他の家電製品は低品位電化製品として回収

小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社による宅配便を利用した回収分を含む。

※6 一般家庭で使用していた硬いプラスチックのみでできている製品

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、次のとおり処理するものとする。

ア 事業者が自ら処理する。

イ 事業者が分別区分に従い、自ら処理施設に搬入する。再生資源化可能な古紙類は、総合リサイクルステーション「エコらんど」又は古紙再生処理業者へ搬入し、再資源化を図る。

ウ 市長の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者が収集し、処理施設に搬入す

る。

許可業者数 収集運搬業 43社（令和2年12月末）

なお、一般廃棄物の排出量及び既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を勘案し、将来的に適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続的に実施していくため、原則として一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとするが、社会情勢を考慮し、過去に収集運搬許可を取得した実績のある市内業者に限り、新規許可の申請を受け付ける。

エ 市域外における事業系一般廃棄物の資源化の概要

処理施設	区 分		搬入量（t／年）
	食品残さ	飼料化	
民間処理業者（碧南市）	食品残さ	飼料化	120
民間処理業者（大府市）	食品残さ	バイオガス化	250
民間処理業者（岐阜県関市）	食品残さ	飼料化	90
民間処理業者（名古屋市）	食品残さ	堆肥化	120

5 中間処理計画

(1) 中間処理施設の処理量

施設の名称	ごみの区分	発生量（t）
安城市環境クリーンセンター （ごみ焼却施設）	可燃ごみ（※）	51,871
	可燃ごみ（し尿汚泥）	940
安城市リサイクルプラザ	不燃ごみ	1,101
	粗大ごみ	3,062
選別施設	缶	386
	びん	1,055
安城プラスチックリサイクルセンター	プラスチック製容器包装	1,254
安城市資源化センター	ペットボトル	449
安城市せん定枝リサイクルプラント	せん定枝	1,226
合計		61,344

※可燃ごみには、中間処理施設からの残さを含む。

(2) 中間処理施設の概要と処理量等の計画

ア 可燃物の処理

施設の名称	安城市環境クリーンセンター ごみ焼却施設
所在地	安城市和泉町大下38番地
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）
処理能力	120 t / 24時間 × 2基
処理量（搬入量）	可燃ごみ 52,811 t (し尿処理施設汚泥 940 tを含む。)
排出量	焼却灰等 6,700 t
排出物等の処分先及び方法	
<p>(1) 焼却灰2,400 tを再資源化处理</p> <p>(2) 焼却灰のうち400 tを民間処分場にて埋立処分、残りを（公財）愛知臨海環境整備センター最終処分場で埋立処分</p> <p>(3) 発生蒸気を利用し、発電を行い、場内利用後の余剰電力を売却、隣接するマーメイドパレスへの熱源として蒸気を供給、場内に持ち込まれた紙資源は、再生処理業者に売却</p>	

イ 不燃物及び粗大ごみの処理

施設の名称	安城市リサイクルプラザ
所在地	安城市赤松町乙菊18番地
処理方式	低速式破碎機及び高速せん断型破碎機 びん・缶分別処理
処理能力	5時間当たり 破碎 43 t、びん類選別 9 t、缶類選別 6 t
処理量（搬入量）	5,604 t 不燃ごみ・粗大ごみ 4,163 t、 びん 1,055 t、缶 386 t
排出量	可燃残さ（※1） 2,455 t、不燃残さ（※2） 581 t、資源（※3） 2,338 t
排出物の処分先と方法	
<p>(1) 鉄、アルミ、スチール缶及びアルミ缶は、分別後に資源再生業者に売却</p> <p>(2) 可燃残さは、安城市環境クリーンセンターで焼却処理</p> <p>(3) 不燃残さは、安城市榎前町一般廃棄物最終処分場で埋立処分</p>	

- (4) 破碎が困難なごみは、分別後に資源再生業者に売却
- (5) 粗大ごみは、可燃物と不燃物に分け、可燃物は(2)と同様に処理し、不燃物は(3)と同様に処理する。再利用可能品は市民に販売
- (6) 再使用不可能なびん及び缶は、分別して資源再生業者に売却
- (7) 搬入された小型家電は、分別して再生処理業者に売却

※1 破碎処理をした際に発生する可燃ごみ

※2 破碎処理をした際に発生する不燃ごみのうち資源を除いたもの

※3 スチール成型品（スチール缶・破碎処理後の鉄）、アルミ成型品（アルミ缶・破碎処理後のアルミ）及び小型家電（総合リサイクルステーション「エコらんど」を除くリサイクルステーションで回収した小型電子機器※4を含む。）、硬質プラスチック製品及び破碎しない金属

※4 小型電子機器とは、リサイクルステーションで回収した次の品目をいう。

携帯電話、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、電子手帳、電子辞書、ICレコーダー、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯映像プレーヤー及び電卓

ウ ペットボトルの処理

施設の名称	安城市資源化センター
所在地	安城市堀内町西新田2番地
処理方式	選別・圧縮・梱包処理
処理能力	ペットボトル減容 2 t / 5時間
処理量（搬入量）	ペットボトル 449 t
排出量	資源 431 t
排出物の処分方法	再生処理業者へ売却 （ペットボトルの規格外品は、安城市環境クリーンセンターで焼却処理） （ペットボトルの処理能力超過分は、減容化せず直接処理業者に売却）

エ せん定枝の処理

施設の名称	安城市せん定枝リサイクルプラント
所在地	安城市赤松町東向111番地2

処理方式	二軸式破砕機及び膨潤処理機
処理能力	4.8 t / 日
搬入量	1,942 t
処理量	1,226 t
排出量（生産量）	たい肥化 761 t、チップ等 5 t
排出物の処分方法	農家及び市民に無料配布し、土壌改良材として利用（処理能力超過分は、安城市環境クリーンセンターで焼却処理）

（3）民間施設での中間処理等

ア プラスチック製容器包装の処理

施設の名称	安城プラスチックリサイクルセンター
所在地	安城市和泉町家下98番地
処理方式	圧縮梱包処理
処理能力	4.8 t / 5時間
処理量（搬入量）	1,254 t
排出量	資源 1,176 t
排出物の処分方法	再生処理業者に引き渡し（規格外品は、安城市環境クリーンセンターで焼却処理）

イ 家電リサイクル法により指定されたものは、排出者が製造者等の再商品化等実施義務者に搬入又は販売者等に収集を依頼し再商品化等実施義務者に引き渡す。

ウ 資源有効利用促進法により再資源化が求められたパソコンは、排出者が再商品化事業者に郵送する。又は、一般家庭から排出されるものはリサイクルプラザ若しくは総合リサイクルステーション「エコらんど」に直接搬入する。

また、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と連携し、宅配便を利用したパソコンや小型家電の回収を行い、再資源化等の促進を図る。

エ 食品リサイクル法に係る食品廃棄物は、搬入先の市との協議を経て、排出者が市外の堆肥化処理施設等に搬入し、食品循環資源の再利用等を促進する。

オ その他の廃棄物については、必要に応じ他市町村との協議を経て、排出者が市外の処理施設に搬入する。

カ 他市町村からの受入れについては、一般廃棄物処理基本計画及び本実施計画に支障がないことを協議により確認し、市内一般廃棄物処理許可業者にて処理する。

(4) 資源物の回収分別施設の概要と処理量等の計画

施設の名称と所在地	(1) 総合リサイクルステーション「エコらんど」 赤松町東向111-1
	(2) 安城北部リサイクルステーション 東栄町5丁目7-12
	(3) 桜井リサイクルステーション 桜井町貝戸尻21
	(4) 中部リサイクルステーション 大東町1
処理方式	手作業による分別
処理量（搬入量）	3, 266 t
排出量	3, 266 t
排出物の処分方法	<p>(1) 新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、牛乳パック、シュレッダー処理紙（※1）、古着は、再生処理業者に売却</p> <p>(2) ペットボトル、乾電池、蛍光灯は資源化センターにて処理</p> <p>(3) びん及び缶の不燃物は、リサイクルプラザで処理（※2）</p> <p>(4) 危険ごみ及び破碎困難ごみは、リサイクルプラザで処理（※1）</p> <p>(5) プラスチック製容器包装は、安城プラスチックリサイクルセンターで処理（※1）</p> <p>(6) 家電製品は、再生処理業者に売却（※1）</p> <p>(7) 硬質プラスチック製品は、再生処理業者に処理委託（※1）</p> <p>(8) 廃食用油（※2）は、再生事業者に売却</p>

※1 総合リサイクルステーション「エコらんど」のみ。

※2 総合リサイクルステーション「エコらんど」及び中部リサイクルス

テーションのみ。

6 最終処分場の概要と埋立量の計画

施設の名称	安城市榎前町一般廃棄物最終処分場
所在地	安城市榎前町宮下地内
埋立面積	23,400 m ²
埋立容量	80,200 m ³
残余容量見込	48,421 m ³ (令和3年4月1日現在)
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立量見込	622 t (リサイクルプラザからの不燃残さ)
浸出液処理	流入処理 + 接触ばっ気式生物処理 + 凝集沈殿 + 砂ろ過 + 活性炭吸着 + 消毒処理

第2 し尿及び浄化槽汚泥の処理実施計画

1 し尿等の収集運搬計画

(1) し尿等収集量の見込み

区 分	量 (kl)
し尿	1,450
浄化槽汚泥	27,878
農集排汚泥	840
合計	30,168

(2) し尿等の収集運搬区分

ア し尿収集運搬

アンジョウユニティ株式会社、三協商事株式会社及び東邦清掃株式会社の3社の許可業者が収集する。

イ し尿の収集回数

定額制は1か月又は2か月に1回実施し、従量制は随時実施する。

ウ し尿収集の日程

1か月単位に、地域別に日程を定めて収集する。

エ 浄化槽汚泥の収集運搬

浄化槽清掃の許可を受けたし尿収集運搬業者により1年に1回以上収集

し運搬する。

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要と処理量等の計画

施設の名称	安城市環境クリーンセンター し尿処理施設
所在地	安城市和泉町大下38番地
処理方式	前処理・前脱水＋生物酸化処理（下水道放流方式）
処理能力	102kl / 日
処理量（搬入量）	30,168kl
放流量（下水）	90,504m ³
排出量（汚泥）	汚泥 940t
排出物（汚泥）の処分方法	安城市環境クリーンセンター内のごみ焼却施設で助燃剤として焼却処理